平成２１年（フ）第２３９４９号
東京都調布市柴崎１丁目54―２―202
債務者　本郷　正昭
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２４号
静岡市清水区八坂北１丁目23番78号
債務者　杉山　成親
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２６号
静岡市駿河区石田３丁目16番３号　ディアタウン山田101号
債務者　小宮山有里子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２８号
静岡市駿河区古宿127、住民票上の住所静岡県焼津市道原754番地の13
債務者　松本　充貴
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３６号
静岡県静岡市葵区安倍口団地６番２―65号
債務者　島　　竹郎
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７７号
静岡県静岡市駿河区高松２丁目８番６－４号やよいハイツＢ202号
債務者　田形　康博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８５号
静岡市清水区秋吉町１番17号カレッジＫ２２Ａ
債務者　小林　光江
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８９号
静岡市葵区南沼上３丁目12番４―301号
債務者　山下　雅弘
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０８号
神奈川県相模原市上鶴間７丁目８番１―503号
債務者　齊藤　衣代
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０９号
神奈川県相模原市二本松２丁目４番23号　プレジオM101号室
債務者　徳富　　学
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２７号
神奈川県相模原市共和３丁目５番６号
債務者　松本明日花（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４９９号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート24棟612号
債務者　富岡と志子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５３５号
東京都八王子市松が谷25番地１―301
債務者　渡邊　良子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２６２号
山口県周南市大字湯野4337番地の１
債務者　土信田文枝
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１２７６号
東京都日野市百草999番地百草団地134―511
債務者　川口　雅人
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部